【表紙】

【提出書類】 意見表明報告書の訂正報告書

【提出日】 平成21年2月26日

【報告者の名称】 佐藤食品工業株式会社

【報告者の所在地】 SATO FOODS INDUSTRIES CO., LTD

【最寄りの連絡場所】 愛知県小牧市堀の内四丁目154番地

【電話番号】 (0568)77-7316(代表)

【事務連絡者氏名】 専務取締役兼上席執行役員 湯 原 善 衛

【縦覧に供する場所】 佐藤食品工業株式会社

(愛知県小牧市堀の内四丁目154番地)

株式会社ジャスダック証券取引所

(東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号)

1【意見表明報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成21年2月20日に、ICoベータ株式会社(以下「公開買付者」といいます。)による当社普通株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)の実施について意見表明報告書を提出いたしました。

しかし、その後公開買付者が平成21年2月24日に提出した、公開買付届書の訂正届出書によりますと、公開買付者は、当社の株主であります、TZCI、湯原善衛氏、湯原幸子及び佐藤氏らに対して、公開買付者による本公開買付けに応募しないこと、又は応募を撤回することを請求したとのことです。これにより、本公開買付けは不成立となる見込みです。

以上の状況を踏まえまして、本公開買付けに係る意見表明報告書の記載事項を訂正するものであります。 なお、これに伴い、平成21年2月27日開催予定の取締役会において、本公開買付けに対する賛同意見を変更 することを含め協議及び決議する予定となっております。

2【訂正事項】

3 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

3【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正部分は下線をもって示します。

3【当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由】

(訂正前)

<前略>

(7)公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 <後略>

(追加後)

<前略>

- (7) 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項 <中略>
- (8) 大株主に対する撤回請求権行使及びこれによる本公開買付け不成立の可能性

SFCGは、株式会社東京証券取引所において、平成21年2月23日付で、「民事再生手続開始申立てに関するお知らせ」(以下「本公表」といいます。)を公表しております。本公表によれば、SFCGは、同日開催のSFCGの取締役会において、民事再生法に基づく民事再生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所民事第20部に対して民事再生手続開始の申立てを行い、かかる申立ては同日付で受理され、直ちに同裁判所から弁済禁止等の保全処分及び監督処分が発せられたとのことです。

また、TZCIが保有する全ての当社株式には担保権が設定されておりましたが、日本振興銀行株式会社 (本社:東京都千代田区神田司町2-7 日本振興ビル 取締役兼代表執行役社長 上村 昌史 以下「日本 振興銀行」といいます。)が担保権者として同担保権を実行し当社株式を取得したとのことです。

前記のとおり、公開買付者は、当社の大株主であるTZCI及び同社の親会社であるSFCGとの間で、公開 買付応募契約を締結しておりますが、当該契約においては、SFCGにつき民事再生手続開始の申立てがな された場合、及び当社の財産に関する重要な影響を及ぼす事由等その他当社の株式を取得し難いと公 開買付者が合理的に認める事由が発生又は判明した場合等には、公開買付者は、TZCIに対して、本公開 買付けに応募しないこと、又は応募を撤回することを請求できることが合意されております。

また、公開買付者は、当社の大株主であり取締役である湯原善衛及びその母である湯原幸子氏との間でも、公開買付応募契約を締結しておりますが、当該契約においても、当社の財産に関する重要な影響を及ぼす事由等その他当社の株式を取得し難いと公開買付者が合理的に認める事由が発生又は判明した場合には、公開買付者は、湯原善衛及び湯原幸子氏に対して、本公開買付けに応募しないこと、又は応募を撤回することを請求できることが合意されています。

<u>さらに、インテグラルは、佐藤氏らとの間で、その保有する当社株式の一部について、本公開買付けに</u>応募する旨の覚書及び変更合意書(以下「覚書等」といいます。)を締結しておりますが、これらの覚

<u>書等においては、当社の財産に関する重要な影響を及ぼす事由等その他当社の株式を取得し難いとインテグラルが合理的に認める事由が発生又は判明した場合には、インテグラルは、佐藤氏らに対して、</u>本公開買付けに応募しないこと、又は応募を撤回することを請求できることが合意されています。

公開買付者及びインテグラルは、本公開買付けに係る公開買付届出書提出日以降に新たに発生した以上の事情を踏まえ、上記の各契約等に基づき、TZCI、湯原善衛、湯原幸子氏及び佐藤氏らに対し、本公開買付けに応募しないこと、又は応募を撤回することを請求したとのことです。したがって、かかる請求に従い、TZCI、湯原善衛、湯原幸子氏及び佐藤氏らがその保有する株式の全部を応募せず、又は応募を撤回することにより、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないこととなり、本公開買付けが不成立となる見込みです。

なお、日本振興銀行が本公開買付に応募する事も考えられますが、上記のとおり、公開買付者及びインテグラルの請求に従い、湯原善衛氏、湯原幸子氏及び佐藤氏らが本公開買付けに応募せず、又は本公開買付けへの応募を撤回することにより、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たないこととなり、本公開買付けは不成立となる見込みです。

以上